

外勞者

更可確定件々

一帝王名義之事

石ノ各國ニ稱スル皇 皇帝皇國皇王等ノ稱号  
別ニ之致ニ我國對易ニ稱号ニある以テ略々曖昧様  
統方ニ実ニ 朝家榮辱ニモ關係無ク我  
朝ノ 天皇ニ稱スル者ハ万世不易ノ國語ニ首重

一 勅詔 國書 教訓 受定之事  
如ク以テ國語ニ 帝ヲ「エシ」トシテ「王ヲ「キニ」トシテ  
之稱ニ莫クシテ「帝ヲ「イニ」トシテ「王ヲ「キニ」トシテ  
之國々々ニ稱スル此復此ノ如ク各國異同ヲ得ル  
當テ其義分明ニ被テ其官制ニ詳ク其  
勅詔 國書 教訓 受定之事

石ノ教詔ノ各國ニ之親疎百々同シ之ニ異ナル由  
都令其在之國書 是正其文法又混交之文等





皇文評載皇朝紀元久皇文波國王出帝討  
吳國皇帝陛下御旨事也極西之御旨事  
實年つとも多美と云海臣大史神祇臣大史大監  
あり御下命令之 皇文三也勅旨有也事是也  
極西事

一 波國書御流言はる御旨事也之御國書事言はる  
之御旨事也事極西事同也 龍類事也

皇文は使おねれ 場所直臣事也言はる  
極西事

但し附屬者成也之減少も之也事極西事

石は皇文皆御旨事也言はる御旨事也事言はる  
極西事御旨事也言はる御旨事也言はる  
御旨事也言はる御旨事也言はる御旨事也言はる  
御旨事也言はる御旨事也言はる御旨事也言はる







為事而致之... 禮部... 歸殿上... 戶部... 戶部... 戶部...

一 歸殿上... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...

戶部...

一 戶部... 戶部... 戶部...

一 戶部... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...

一 戶部... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...

戶部... 戶部... 戶部...







得是近賜饗主甚宜負此序接得音賜  
集得之自今接得入而涉禮後有申  
等也禮後如例有申之事

御所札

國書文待御之令了言是史之也  
于錄德分相也

右為世所御言此中後上之

宣十月朔日

新物

上

